（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　（略）

２～５　（略）

（削る）

（削る）

（事業用自動車内の表示）

第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

２　一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。

３　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

４　路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように表示しなければならない。

（運行管理者の業務）

第四十八条　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～十五　（略）

（削る）

十六　（略）

十七　（略）

十八～二十一　（略）

２・３　（略）

（乗務員等台帳並びに乗務員証及び保安員証）

第三十七条　（略）

２～５　（略）

６　旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該特定自動運行保安員に係る一定の様式の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示しなければならない。

一　作成番号及び作成年月日

二　事業者の氏名又は名称

三　特定自動運行保安員の氏名

７　旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなつた場合は、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る前項の保安員証に特定自動運行保安員でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを一年間保存しなければならない。

（事業用自動車内の掲示）

第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員等の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

２　一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

３　一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように掲示しなければならない。ただし、喫煙設備のある事業用自動車で、座席定員を超えて旅客を運送しないものにあつては、この限りでない。

４　路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

（運行管理者の業務）

第四十八条　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～十五　（略）

十六　特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させる場合には、第三十七条第六項の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示し、及びその者が乗務を終了した場合には、当該保安員証を保管しておくこと。

十七　（略）

十七の二　（略）

十八～二十一　（略）

２・３　（略）